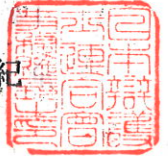


日弁連総第33号  
平成4年7月29日

第二東京弁護士会会員

松本直樹 殿

日本弁護士連合会  
事務総長 堀野 紀



米国の訴訟手続の一部としてのデポジションを日本国内  
で行うことに関する日本法上の問題について (回答)

貴殿から平成4年5月21日付で質問のありました標記の件につ  
いて、次の通り回答いたします。

[結 論]

日本の弁護士又は外国法事務弁護士でない者が、日本国内にお  
いて、報酬を得る目的で、業として、米国の訴訟手続の一部とし  
てのデポジションを行えば、弁護士法72条に違反します。

[理 由]

- 1 弁護士法（以下「法」といいます。）72条は、非弁護士によ  
る法律事務の取扱行為を禁止していますが、この要件は次の通り  
です。
  - A 主体 弁護士でない者
  - B 行為 一般の法律事件に関する法律事務の取扱又は法律  
事件に関する法律事務の取扱いの周旋
  - C 目的 報酬を得る目的があること
  - D 業態 業としてなされること

そして、外国法事務弁護士の登録をしている者については、法72条の適用がないものとされています（外国弁護士による法律事務取扱いに関する特別措置法6条2項）。

- 2 そこで、米国の弁護士が日本国内でデポジション（証言録取）を行うことについて検討するに、米国の弁護士が、日本の弁護士又は外国法事務弁護士の登録をしていないかぎり、Aの要件を充足することは明らかです。

また、デポジション（日本国とアメリカ合衆国の領事条約17条（1）（e）（ ）の規定に基づいて米国領事館において行う場合と当事者が合意する場所において行う場合とを含む。）を行うことが法律事件に関する法律事務の取扱行為に該当すること並びに上記の行為が報酬を得る目的でなされることも明白であり、B、Cの要件も満たされます。

従って、問題は、デポジションがDの「業として」なされるかどうかにあると思われます。

- 3 「業として」とは、反復的に又は反復継続の意思をもって法律事件に関する法律事務の取扱をすることをいうとするのが判例です（最判昭和50年4月4日民集29巻4号317頁）、結局行為の反復継続性及び反復継続の意思の有無があるか否かの認定問題となります。

そして、デポジションが日本国内において一時的ないし一過的に行われるものであれば、通常は、「業として」とは認められないといえると考えられます（但し、貴殿が御指摘のような「恒常的に（すなわち、典型的には事務所を開設して）」という場合以外であれば、直ちに「業として」に該当しないとはいえません。）

- 4 従って、貴殿から送付を受けた米国国務省の文書が、上記のような分析をすることなく、日米領事条約に規定する在日米国領事館での手続以外のデポジションは、全て法72条に違反するとの結論をとっているとすれば、それは弁護士法の正しい解釈とはいえないと思料します。
- 5 なお、主権侵害の点については、御質問の趣旨が明確ではないので、回答は致しかねます。